栃木地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

栃木労働局一般公示第１３号

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第２３条第１項及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号）第３条第１項の規定に基づき、栃木地方最低賃金審議会委員（補欠委員）を任命したいので、関係労働団体は、下記「栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和８年１１月１６日

栃 木 労 働 局 長　　中　野　知　基

記

栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

１　推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和２４年法律第１７４号）第２条に規定する労働組合であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第３８条の各号のいずれにも該当しないものであること。

３　推薦手続

（１）　推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（２）　推薦締切期日

令和８年１２月７日

（３）　推薦書の提出先

栃木労働局労働基準部賃金室（宇都宮市明保野町１番４号　宇都宮第２地方合同庁舎）

令和　　年　　月　　日

栃木労働局長　　殿

推薦者（代表）

住　所

氏　名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

栃木地方最低賃金審議会｛労働者代表｝委員の候補として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏　　名	年 齢	現 職（ 現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること ）	略　　歴

※　推薦に当たっては、候補者の履歴書を添付してください。

内　　諾　　書

栃木労働局長　　殿

令和　　年　　月　　日

氏名

私は、栃木地方最低賃金審議会委員に任命されましたときは、就任することを内諾します。